

新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保対策会議に対する  
日本医師会よりの情報提供（都道府県医師会宛文書）一覧

- ① 新型コロナウイルス感染症対策のための消防用設備等の取扱いについて  
【令和3年1月29日（地495）（健Ⅱ453）】
- ② 新型コロナウイルス感染症の回復した患者を受け入れる後方医療機関の確保について  
（退院基準の周知徹底のお願い）  
【令和3年1月29日付 日医発第1082号（地496）（総334）（健Ⅱ454）】
- ③ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A（第14版）について  
【令和3年2月2日付（税経45）（地500）（健Ⅱ457）】
- ④ 新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについて  
【令和3年2月3日付（地504）（健Ⅱ461）】
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保対策会議「新型コロナウイルス感染症患者の病床確保等に向けた具体的方策」について  
【令和3年2月4日付 日医発第1095号(地507)(総336)】
- ⑥ 令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業に関するQ&A（第4版）について  
【令和3年2月4日付（税経47）(地505)(健Ⅱ466)】
- ⑦ 令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金について  
【令和3年2月5日付 日医発第1096号(税経48)】

<参考>

**新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年2月2日変更分）**

特に、病床がひっ迫している場合、令和2年12月28日の政府対策本部で示された「感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制パッケージ」を活用しつつ、地域の実情に応じ、重点医療機関以外の医療機関に働きかけを行うなど病床の確保を進めること。

その際、地域の関係団体の協力のもと、地域の会議体を活用して医療機能（重症者病床、中等症病床、回復患者の受け入れ、宿泊療養、自宅療養）に応じた役割分担を明確化した上で、病床の確保を進めること。

都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会

日本医師会 新型コロナウイルス感染症対応  
COVID-19 JMAT感染一時金補償制度（案）

2021年2月16日

日本医師会副会長 今村 聡

# 新型コロナウイルス感染症対応 各補償制度の整理と検討案について

## 各補償制度

日医による  
各補償制度

医療従事者  
支援制度

医療従事者向け  
上乗せ労災保険制度

休業補償  
制度

日医会員医療機関向け  
休業一時金補填制度

COVID-  
19JMAT  
保険

JMAT隊員向け  
新型コロナウイルス  
感染症対応傷害保険

都道府県  
医師会制度

団体所得  
補償保険

各医師会会員向け  
所得補償制度

今回の検討案

感染一時金  
補償制度

現在のCOVID-19 JMAT保  
険では補償対象外である新  
型コロナウイルスに感染し  
た際の一時金補償制度の新  
設を検討。以前より各地域  
からの要望が強い。

## 新たに検討する補償制度

4月創設を  
目指して準備中

新  
COVID-  
19JMAT  
保険

長期的な災害対応を鑑みて、  
現在のCOVID-19 JMAT保  
険と今回の感染一時金補償  
制度の良い面を組み合わせ  
た新たな補償制度の創設を  
目指す。

## (参考) 新型コロナウイルス感染症に関する各補償制度一覧

	令和2年2月補償開始	令和2年12月補償開始	令和3年1月補償開始	
項目	①COVID-19 JMAT保険	②医療従事者支援制度		③日本医師会休業補償制度
制度の目的	JMAT活動中に派遣された参加者が新型コロナウイルス感染症に罹患した際の補償をするため	医療機関に勤務する医療従事者（国が定めた医療資格者と医療資格者以外）が業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患した際の補償をするため		医療従事者が新型コロナウイルスに感染または濃厚接触により一時的に閉院等を行うことになった際の医療機関の休業中の補償をするため
補償の内容	JMAT活動中に参加者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の死亡・後遺障害、入・通院を補償（休業補償は対象外）	医療従事者が新型コロナウイルス感染症に罹患し、労災事故として認定された際の休業補償・死亡補償（医療機関が加入している政府労災保険等の未加入者は対象外）		休診日を含む連続7日間以上閉院（もしくは外来閉鎖）を行うことで生じた逸失利益や営業継続費用等の休業補償
補償の対象	日本医師会災害医療チーム等として派遣される参加者（ <u>医師、看護職員、業務調整員等の派遣される全ての参加者が対象</u> ）	<u>【医療資格者】</u> 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等の医療資格者や看護補助者等を含む	<u>【医療資格者以外】</u> 左記以外の職員で医療機関に勤務する事務職員等（パート・アルバイトを含む）	<u>【日医会員】</u> 診療所・病院・検診センター・登録衛生検査所 （個人・法人ともに対象）
国の補助事業	DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業など	新型コロナ対応医療機関等に従事する医療資格者は新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業が活用可能（医療資格者には医療団体からの補助制度もある）		医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業が活用可能
補償額	死亡・後遺障害：5,000万円 入院日額：15,000円 通院日額：10,000円	4日以上休業：20万円 死亡：500万円		1施設：100万円 ※1法人で複数施設がある場合、施設単位で任意加入可能

# 日本医師会の使命

- ✓ 地域の医師・看護師等が、少しでも安心して、コロナ患者受入病院、後方支援医療機関、宿泊療養施設・自宅療養に出務できるようにすること
- ✓ 地域医師会や医療機関が、医師・看護師等を送り出すにあたっての補償体制を充実させること

COVID-19JMAT派遣隊員約3万人、派遣期間1年に及ぶ貴重なデータに基づき、保険会社でリスクやスキーム等を検討  
(保険事故は、感染による入院1件のみ)

現「COVID-19 JMAT保険」  
(2020年2月：日本初の新型コロナウイルス感染症対応保険)

入院・通院・死亡補償

死亡5,000万円、入院15,000円、通院10,000円

新「COVID-19 JMAT保険」  
本年4月の金融庁認可を目指す

1. 個々人に対して一人ずつ保険を掛ける。  
基本的には、出勤するたびに保険を掛ける。  
→ 保険料は、およそ2万2千円。被保険者全員を記名するため事務負担が大きい
2. (新型コロナ)感染症特約を付けられる保険の種類は「傷害保険」。  
<普段の生活での事故を補償。例)ケガで入院したら1日1万円、死亡は1000万円>。1日単位で掛けられる旅行保険とは異なる。  
→ 最短7日間、1日単位不可能：他方、COVID-19JMATは、ごく短期(日替わり)が基本

併用可

今回の「感染一時金  
補償制度」

近日中に創設可能

感染時の一時金  
(100万円)  
簡易的な保険料算定

- 医療保険ではないため、死亡補償や入院・通院補償は無い。
- 保険料の算出基礎は、個々人ではなく、**年間の派遣枠で保険を掛ける**。週の平均稼働日数・稼働人数で保険料を算定。
- **多くの隊員が何日も入れ替わり派遣される場合は、実質保険料負担が軽減される。**
- 加入時に、保険をかける隊員の個人情報等を予め明記する記名式ではないため、**事務量が軽減される。**

COVID-19 JMAT保険におけるJMAT派遣対象範囲を、新型コロナウイルス感染症患者受入病院、後方支援医療機関、自宅療養(往診、訪問診療)、ワクチン接種会場まで拡大

# COVID-19 JMAT感染一時金補償制度（案）創設の目的

新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保対策会議にてとりまとめた「新型コロナウイルス感染症患者の病床確保等に向けた具体的方策」の一環として、COVID-19 JMAT派遣者が新たな派遣先においても安心して業務に従事できるよう新型コロナウイルスに感染した派遣者に対しての感染一時金補償制度を検討したい。

## 派遣先の範囲

### 従来のCOVID-19 JMAT 派遣先

PCR検査センター

宿泊療養施設

クラスター発生  
医療施設・介護施設

など

## 新型コロナウイルス感染症患者の病床確保等に向けた具体的方策

### 新たなCOVID-19 JMAT 派遣先

新たな派遣先

PCR検査センター

宿泊療養施設

クラスター発生  
医療施設・介護施設

新型コロナウイルス  
感染症受入れ病院

後方支援医療機関

新型コロナウイルス  
感染症専用病院

自宅療養  
(往診・訪問診療)

など

### 【これからの派遣先の具体例】

- ・ 新型コロナウイルス感染症患者受入れ病院に医師・看護師等を派遣した病院
- ・ 受入れ病院の外来診療部門への派遣
- ・ 受入れ病院から入院患者を引き受けた病院への派遣
- ・ 宿泊療養施設や自宅療養の健康フォローアップ業務

など

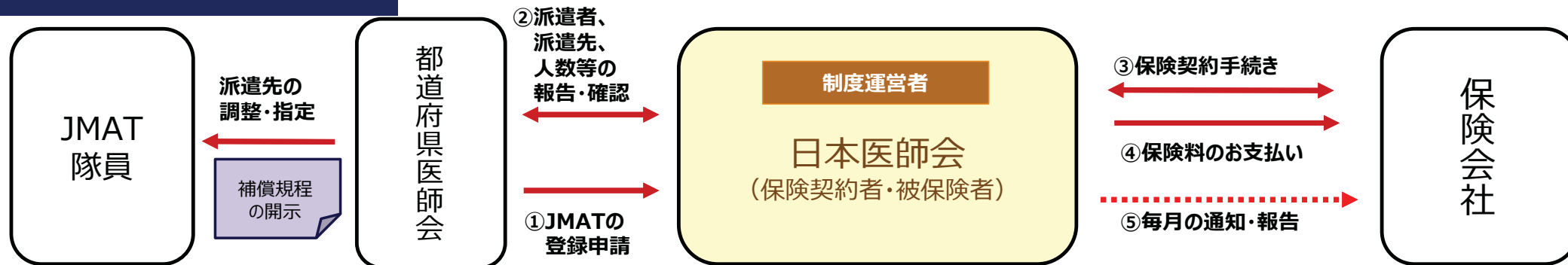
新たな派遣先の追加により現在の  
COVID19 JMAT保険から派遣先の  
範囲を拡大（保険会社と調整済）



# COVID-19 JMAT感染一時金補償制度（案）の内容

COVID-19 JMAT隊員専用に補償制度を実施しており、今回の新たな派遣先においてもCOVID-19 JMATとして派遣するのであれば、補償を掛けることは可能。しかしながら、**本制度は新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡・後遺障害、入院・通院を補償するものであり、感染した際の感染一時金等は補償対象外である（対応するために新たな認可取得を要するため、時間が掛かる）**。そのため、各地域から要望が強い感染一時金補償を別の保険商品で対応するために、下記内容のとおり**保険会社と調整を行った**。

## 制度の概要



### 【制度の概要】

- ・ 制度創設の前提として、COVID-19 JMAT隊員を対象とした「**補償規程（見舞制度）**」を契約者となる日本医師会が作成し、その補償規程に基づき、派遣先での従事により新型コロナウイルス感染症に感染した隊員へ一時金を支払う。
- ・ **契約者は日本医師会。補償対象者は補償規程に基づき、COVID-19 JMAT隊員全員を対象とする。**
- ・ **補償額は1名あたり100万円までとする。**
- ・ **保険料の算出は、COVID-19 JMAT保険のように派遣の都度、派遣者個人を特定して算出するものではなく、事務効率の観点から、派遣先施設ごとの「1週間あたりの平均稼働人数」と「1週間あたりの平均稼働日数」を基に算出する（派遣者個人の特定は不要。また、通知・集計方法は、現在のJMATの通知方法を活用するため、新たな追加作業等無し。）**
- ・ 保険料は契約時に、暫定（1,000円）で締結し、毎月の派遣状況を保険会社へ報告する。保険期間終了時に派遣状況を確認して保険料を算出の上、精算する。

## COVID-19 JMAT保険と感染一時金補償制度（案）の比較表

区分	COVID-19 JMAT保険	感染一時金補償制度
制度の内容	JMAT隊員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の死亡・後遺障害、入・通院を補償 (休業補償は対象外)	JMAT隊員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合補償規程に基づき感染一時金として補償
補償の対象	日本医師会災害医療チーム等として派遣される隊員 ( <u>医師、看護職員、業務調整員等の派遣される全ての職種が補償対象</u> ) ※加入は「任意」加入可	同左 ※補償規程に基づき、 <u>JMAT隊員全員が補償対象者であり、任意加入は不可</u>
最終的な保険料負担	DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業 など	調整中 (一時的に日医が負担)
補償額 一人当たり掛金	死亡・後遺障害：5,000万円 入院日額：15,000円 通院日額：10,000円 保険料：21,850円（7日まで）	感染一時金：100万円 保険料：10,500円（年間） ※週当たりの稼働人数・日数を基に保険料を算定する

**両制度の併用加入は可能。なお、COVID-19 JMAT保険の特約として感染一時金補償を付帯することができず、新たに認可取得を要するため時間がかかる。別の保険商品を活用して感染一時金補償制度の早期創設は可能だが、課題として現在のCOVID-19 JMAT保険のように各自治体からの保険料補助が適用されない可能性がある。**



## 感染一時金補償制度導入に向けた取組イメージ（案）

### 課題の整理

「新型コロナウイルス感染症患者の病床確保等に向けた具体的方策」の一環として、JMAT隊員が安心して業務に従事できるよう各地域から要望が強い「感染一時金補償制度」の早期創設が求められる。

国からの補助が適用される現行のCOVID-19 JMAT保険の特約として「感染一時金補償制度」の対応は直ぐにはできないため、別の保険商品で対応をするしかない。  
（認可取得は最短で4月予定）

COVID-19 JMAT保険は4月に「保険料水準・事務効率」等の見直し予定であり、これを機に感染一時金補償制度の認可取得を行い、補償範囲の拡大・国からの補助も適用可能な包括的な制度としては如何か。

### スケジュール（案）

2月～3月まで

各地域から要望が強い「感染一時金補償制度」を新たに早期創設

緊急措置対応

4月～（認可取得でき次第）

新たに創設予定の「感染一時金補償制度」は、各自治体によって補助の適用が認められない可能性があるため、感染一時金補償を国からの補助が適用可能なCOVID-19 JMAT保険の特約として認可取得を行い、包括的な制度へ見直す。

これにより、JMAT隊員への手厚い補償と国からの補助適用が可能となる

### COVID-19 JMAT保険改定イメージ

補償の追加（感染一時金補償特約）や保険料水準の見直しと併せて、今回は抜本的な契約方式の見直しを行う予定。その理由として、従来の災害対応は約2～3か月（最長でも6か月）であったため、派遣の都度、個人を特定して補償をかける記名方式のみでの対応であった。今回は1年を超える長期災害対応であるため、保険会社も一定のデータ収集等が可能となり、稼働人数や稼働日数で補償をかける準記名方式での契約へ見直し予定である。その効果として、事務負荷の軽減や掛金の実質負担を抑えることが見込まれるため、引き続き保険会社と調整を行う。（保険会社と調整でき次第、報告予定）